周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

周南市道路占用料徴収条例(平成15年周南市条例第221号)の一部を次のように改 正する。

別表の表を次のように改める。

	占用物件	単位	占用料(円)
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	480
第1項第	第2種電柱		730
1号に掲	第3種電柱		990
げる工作	第1種電話柱		430
物	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	4
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	260
		メートルにつき	
		1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び	1個につき1年	850
	公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方	870

				1 117-4	
				メートルにつき	
				1年	
	その他	のもの		占用面積1平方	850
				メートルにつき	
				1年	
法第32条	外径が	0.07メートル未満	ちのもの しんしん	長さ1メートル	18
第1項第	外径が	0.07メートル以」	<b>上</b> 0.1メート	につき1年	26
2号に掲	ル未満	のもの			
げる物件	外径が	0.1メートル以上	0.15メート		38
	ル未満	のもの			
	外径が	0.15メートル以」	上0.2メート		51
	ル未満	のもの			
	外径が	0.2メートル以上	0.3メートル		77
	未満の	もの			
	外径が	0.3メートル以上	0.4メートル		100
	未満の	<b>も</b> の			
	外径が	0.4メートル以上	0.7メートル		180
	未満の				
	外径が(	0.7メートル以上	1メートル		260
	未満の		. = 7		
			つもの		510
<b>法第32条</b>	, .	法第2条第2	1	長さ1メートル	3
第1項第	行補助		けるもの	につき1年	G
3号に掲	施設	定する自動運	その他の	(	9
げる施設	»Enc	行装置による	もの		J
1) Shehx		検知の対象と	0,0		
		して設置する			
		導線その他の			
		線類			
		道路の構造又は	  - 	1本につき1年	680
		を表示する標示		1本に 201年	080
		を表がする係が 柱類	M工・C V/TEV/		
			しかりァゴル	上田本徳1 亚十	400
		その他のもの	上空に設	占用面積1平方	430
			けるもの	メートルにつき	
			地下に設	1年	260

		けるもの		
,	その他の	のもの		850
法第32条第	1項第4			850
法第32条	地下街	階数が1のもの		Aに0.004を
第1項第	及び地			乗じて得た額
5号に掲	下室	階数が2のもの		Aに0.006を
げる施設				乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を
				乗じて得た額
	上空に	設ける通路		430
	地下に	設ける通路		260
	その他の	のもの		850
法第32条	祭礼、	縁日その他の催しに際し、一	占用面積1平方	9
第1項第	時的に	設けるもの	メートルにつき	
6号に掲			1日	
げる施設	その他の	のもの	占用面積1平方	87
			メートルにつき	
			1月	
道路法施	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方	87
行令(昭	(アー		メートルにつき	
和27年政	チであ		1月	
令第479	るもの	その他のもの	表示面積1平方	870
号。以下	を除		メートルにつき	
この表に	⟨∘ )		1年	
おいて	標識		1本につき1年	680
「令」と	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに	1本につき1日	9
いう。)		際し、一時的に設けるもの		
第7条第		その他のもの	1本につき1月	87
1号に掲	幕(令	祭礼、縁日その他の催しに	その面積1平方	9
げる物件	第7条	際し、一時的に設けるもの	メートルにつき	
	第4号		1日	
	に掲げ	その他のもの	その面積1平方	87
	る工事		メートルにつき	
	用施設		1月	
	である			

	ものを			
	除			
	⟨∘⟩			
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
令第7条第	2号に掲	計でる工作物 アスティー	占用面積1平方	850
令第7条第	3号に推	引げる施設	メートルにつき	Aに0.031を
			1年	乗じて得た額
令第7条第	4号に推	引げる工事用施設及び同条第	占用面積1平方	87
5号に掲げ	る工事用	材料	メートルにつき	
令第7条第	6号に推	引げる仮設建築物及び同条第	1月	85
7号に掲げ	る施設			
令第7条	トンネ	ルの上又は高架の道路の路面	占用面積1平方	Aに0.014を
第8号に	下に設け	けるもの	メートルにつき	乗じて得た額
掲げる施	上空に	設けるもの	1年	Aに0.017を
設				乗じて得た額
	地下	階数が1のもの		Aに0.004を
	(トン			乗じて得た額
	ネルの	階数が2のもの		Aに0.006を
	上の地			乗じて得た額
	下を除	階数が3以上のもの		Aに0.007を
	⟨∘⟩			乗じて得た額
	に設け			
	るもの			
	その他の	のもの		Aに0.025を
				乗じて得た額
令第7条	建築物			Aに0.019を
第9号に				乗じて得た額
掲げる施	その他の			Aに0.014を
設				乗じて得た額
令第7条	建築物			Aに0.022を
第10号に				乗じて得た額
掲げる施	その他の	のもの		Aに0.014を
設及び自				乗じて得た額
動車駐車				

場		
令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面	Aに0.019を
第11号に	下に設けるもの	乗じて得た額
掲げる応	上空に設けるもの	Aに0.022を
急仮設建		乗じて得た額
築物	その他のもの	Aに0.031を
		乗じて得た額
令第7条第	i12号に掲げる器具	Aに0.025を
		乗じて得た額
令第7条	トンネルの上又は自動車専用道路	Aに0.019を
第13号に	(高架のものに限る。) の路面下に	乗じて得た額
掲げる施	設けるもの	
設	上空に設けるもの	Aに0.022を
		乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を
		乗じて得た額

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の周南市道路占用料徴収条例の 規定は、同日以後の道路に係る占用について適用し、同日前の占用については、なお 従前の例による。

## 周南市道路占用料徵収条例新旧対照表

		現行			改正案				
別表	(穿	<b>第2条関係)</b>			別表	ŧ ()	第2条関係)		
	占用物件 単位 占用料 (円)					占用物件	単位	占用料 (円)	
法	第条	第1種電柱	1 本につき 1年	420	法	第	第1種電柱	1本につき	480
第	1	第2種電柱	1 年	<u>650</u>	32 第	1	第2種電柱	1 年	730
1	第号	第3種電柱		880	項 1	第号	第3種電柱		990
げ	掲る:	第1種電話柱		380	げ	掲る:	第1種電話柱		430
工物	作	第2種電話柱		610	工物	作	第2種電話柱		680
		第3種電話柱		830			第3種電話柱		940
		その他の柱類		38			その他の柱類		43
		共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	4			共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トルにつき - 1年	4
		地下に設ける電線その他 の線類	1 4	2			地下に設ける電線その他 の線類	7 7 4	3
		路上に設ける変圧器	1 個 に つ き 1 年	370			路上に設ける変圧器	1 個につき 1年	420
		地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	230			地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	260

	現行				改正案	2	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 に つ き 1 年	<u>760</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 に つ き 1 年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		320		郵 便 差 出 箱 及 び 信 書 便 差 出箱		360
	広告塔	表示 積 1 平 ル に 年	960		広告塔	表示面積 1 平方メウき 1 年	870
	その他のもの	占用面積 1 平方 ル に つき 1 年	<u>760</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	850
法 第 32 条	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	<u>16</u>	法第32条	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき 1年	<u>18</u>
第 1 第 号 5	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	1 年	23	第 1 第 号 5		] 1 年	<u>26</u>
に 掲 げる 物件	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>34</u>	に 掲 げる 物件	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		38
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		<u>68</u>		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		77
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		91		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		100
	外径が0.4メートル以上		160		外径が0.4メートル以上		<u>180</u>

			現行						改正案	2	
	0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			230		外径	メートル未満のも が0.7メート/	ル以上 1		<u>260</u>	
	外径もの	が1メートル	レ以上の		450		外径もの	が1メート/	レ以上の		510
法 第 32 条 第 1	自動運行	法第3号は 2 号は 2	地下に 設ける もの	長さ1メー トルにつき 1年	2	法 第 32 条 第 1	自動運行	法 第 2 項 に 2 第 規 c 2 第 規 c 2 第 規 c 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	地下に 設ける	長さ1メー トルにつき 1年	3
(項3にげ施設)	行補助施設	定動置検象設導他す運に知と置線のる行よのしすそ類線	その他のもの		8	項3にげ施第号掲る設	行補助施設	定動置検象設導他す運に知と置線の自装る対てるの	その他のもの		9
		道通の構造を表している。	表示す	1 本につき 1年	<u>610</u>			道路の構造の構造を おいまま は 様 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	・表示す	1 本 に つ き 1 年	680
		その他のもの	上空に 設ける もの	占用面積 1 用カメウ に かた に 年	<u>380</u>			その他のもの	上空におり	占用面積1 平方メウき1 ルにつき1	430
			地下に 設ける もの	+	<u>230</u>				地下に設ける	4-	<u>260</u>
	その	他のもの			<u>760</u>		その	他のもの			850

		現行			改正案				
法第32 施設	2条第	第1項第4号に掲げる		<u>760</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設				<u>850</u>
法 32 第 項 項	地下街及	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た 額	法 32 第 項 項	地下街	階数が1のもの		A に <u>0.004</u> を 乗じて得た 額
5 に げ る	び地下	階数が2のもの		A に <u>0.008</u> を 乗じて得た 額	5 に げる	5 号 び に ばる 下	階数が2のもの		A に <u>0.006</u> を 乗じて得た 額
施設	室	階数が3以上のもの		A に <u>0.01</u> を 乗じて得た 額	施設	室	階数が3以上のもの		A に <u>0.007</u> を 乗じて得た 額
	上音	空に設ける通路		480		上空に設ける通路			430
	地	下に設ける通路		<u>290</u>		地下	に設ける通路		<u>260</u>
	その	の他のもの		<u>760</u>		その	他のもの		850
法 32 第 項 6		礼、縁日その他の催し 祭し、一時的に設ける の	占用面積1 平方かたつき1 日	10	法 32 第 項 6		、縁日その他の催しし、一時的に設ける	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 日	9
o に げ 施 施	そ(	の他のもの	占 用 面 積 ト ル に つ き 1 月	<u>96</u>	oにげ施 臓 が 施 で 施 り で お お お お お お お お り た り た り た り た り た り た	その	他のもの	占用面積 1 平方とつき 1 月	<u>87</u>
道法行(昭	( チ	板 一時的に設ける アー もの であ もの	表 示 面 積 1 平 方 メ ト ル に つ き 1 月	<u>96</u>	道法行(	看(チる	あ	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 月	87

		現行					改正案		
和 27 年 改	を 除 く。)	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1	960	和 27 年 政 令 第 479	を 除 く。)	その他のもの	表示面積 1 平 方 メートルにつき 1	870
号いてある。	標識		1 本につき 1 年	610	号以こ表	標識		1 本につき 1 年	680
表おて「」	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1 本につき 1 日	10	をおて「」	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1 本につき 1 日	9
い う。 第		その他のもの	1 本につき 1月	96	い   う。   )第		その他のもの	1 本につき 1月	<u>87</u>
7第号掲る件条1にげ物	幕第第にる	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積 1 平方 かき 1 日	<u>10</u>	7 第号掲る	幕第第に2	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積 1 平方とつき 1 日	9
件	る用でも除く 事設るを )	その他のもの	そ の あ オ ト ル に つ き 1 月	<u>96</u>	件	る用でも除く ののでも除く。)	その他のもの	そ の 面 積 1 平 た つ き 1 月	<u>87</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1月	960		アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1月	870
		その他のもの		480			その他のもの		430
		に掲げる工作物	占用面積1平方メート	760	l <del> </del>		に掲げる工作物	占用面積1平方メート	850
令第7	条第3号	に掲げる施設	ルにつき 1	Aに <u>0.033</u> を	令第7	条第3号	に掲げる施設	ルにつき 1	Aに <u>0.031</u> を

		現行					改正案	<b>:</b>	
			年	乗 じて 得 た 額				年	乗 じて 得 た 額
	び同条第	トに掲げる工事用 55号に掲げる工	占 用 面 積 1 平 方 つ き 1	96		及び同条第	けに掲げる工事用 55号に掲げる工	占用面積1 平方メート ルにつき1 月	87
		トに掲げる仮設建 37号に掲げる施	Я	<u>76</u>			けに掲げる仮設建 37号に掲げる施	, A	<u>85</u>
令 7 第 号 掲		レの上又は高架の 各面下に設けるも	占 用 面 積 1 平 方 っ さ う き 1 年	Aに <u>0.019</u> を 乗じて得た 額	令 7 第 条 8 に		ンの上又は高架の 各面下に設けるも	占 用 面 積 ト ル に つ き 1	Aに <u>0.014</u> を 乗じて得た 額
掲る設	上空に認	さけるもの	+	Aに <u>0.023</u> を 乗じて得た 額	掲る設にげ施	上空に設	けるもの	+	Aに <u>0.017</u> を 乗じて得た 額
	地 (トン ネルの 上の地	階数が1のもの		Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た 額		地トンの地上の地	階数が1のもの		Aに <u>0.004</u> を 乗じて得た 額
	下 を に 設 け	階数が2のもの		Aに <u>0.008</u> を 乗じて得た 額		下 を 除 く 。 ) に 設 け	階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を 乗じて得た 額
	るもの	階数が3以上のもの		A に <u>0.01</u> を 乗じて得た 額		るもの	階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を 乗じて得た 額
	その他の	0 6 0		A に <u>0.033</u> を 乗じて得た 額		その他の	もの		A に <u>0.025</u> を 乗じて得た 額

	現行		改正案
令7第号掲	建築物	A に 0.019 を 乗 じ て 得 た 額	令第 建築物   7条 無じて得た額   号に Aに0.019を   様にて得た額 Aに0.014を
掲が施設	その他のもの	Aに <u>0.013</u> を 乗じて得た 額	掲 げ その他のもの る 施 設
令 7 第 条 10 に	建築物	A に <u>0.023</u> を 乗じて得た 額	令 第 7 条 第 10 号 に
号掲る設び動駐場にげ施及自車車	その他のもの	A に <u>0.013</u> を 乗じて得た 額	掲げる施設及び自動車駐車場
令 7 第 条 11 に	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の	A に 0. 019 を 乗 じ て 得 た 額	令第トンネルの上又は高架の 7 条 道路の路面下に設けるも 第 11 号に 掲げAに0.019を 乗じて得た 額Aに0.022を
掲る急	上空に設けるもの	A に <u>0.023</u> を 乗 じ て 得 た 額	Table   Ta
設 建築物	その他のもの	A に <u>0.033</u> を 乗 じ て 得 た 額	設建築物 その他のもの   A に 0.031を乗じて得た額
令第7	条第12号に掲げる器具	A に <u>0.033</u> を 乗 じ て 得 た 額	令第7条第12号に掲げる器具A に 0.025を乗じて得た額

	I	
۲	_	4
5	,	٥
	ĺ	

現行		改正案			
令第 7条 9月13 13号に 13号に 13と	Aに0.019を 乗じて得た 額 Aに0.023を 乗じて得た 額 Aに0.033を 乗びて得た 額	令7第号掲る設第条13にげ施	トンネルの上又は自動車 専用道路(高架のものに 限る。)の路面下に設け るもの 上空に設けるもの その他のもの		Aに0.019を 乗額 Aに0.022を 乗額 Aに0.031を 乗額 Cのので得た ので得た のでで得た のでで得た。
(略)		(略)			